

構成員提出資料

坂崎構成員提出資料

第5回 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

～子育て支援の対応策について〔意見〕～

(福)日本保育協会 坂崎

対応案1

- (1) 保育所が、今後とも地域の重要な社会資源として子育て支援の役割を果たしていけるよう、「保育を必要とする子どもに対する通園サービス」だけでなく、「保育の必要性の有無に関係なく地域の就学前児童やその保護者」、更には「当該家庭を支援する他の機関との協同」にまで広げて支援を行う仕組み(ネットワーク)を構築する必要がある。

☞ 個々の子どもや保護者を中軸に置きつつ、面的なサービスの展開

☞ 既存の地域ネットワークの活用(要保護児童対策協議会等に機能付加など)も検討の余地あり

- (2) 特に、0～2歳の乳幼児やその保護者については、保育所や認定こども園等に就園しておらず、「孤立した子育て」となっていることも多いため、保育所の知見や経験を活かした子育て支援が大きな役割を果たすことが期待できる。

(地域の現状を踏まえた所感として)

児童虐待の増加と待機児童の減少状況は定期的に確認する必要があるが、

- ① 令和3年現在、女性の就業率の増加及び1.2歳児の入園率は50%を 超えている現状の中で、「保育所における地域支援の義務化と地域の子育て支援の取組をどのように整理し、子育て家庭を支えるか」が、今後の課題だと考える。

- ② 更に、児童虐待、DV、貧困、気になる子の増加など地域の子育て支援は焦眉の急である。

しかしながら、現行の仕組みにおいても大きな課題がある。

例えば、認定こども園では既に地域の子育て支援について義務化されているにもかかわらず、必ずしも十分な支援が行われておらず、活動にはバラツキも生まれている。

- ③ 体系的かつ支援の仕組みの不十分さがあると感じており、成果が上げられないことをみると、「認定こども園の支援の在り方」についても併せて考えることが必要である。

- ④ 現状を改善しながら、議論を次へと進めて頂きたい。

- ⑤ そのためには、人員配置と公定価格上の問題をクリアーにしていくことが、不可欠である。
- ⑥ 保育所と「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」との関わり、「こども食堂」の援助などその地域の特性に応じた方式を模索し、実行するとともに「保育所等における要支援児童等対応推進事業」については大きな期待をしている。

対応案Ⅱ

令和3年10月13日「障害児通所支援の在り方に関する検討会」資料
の障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（素案）（抄）



「保育所等と児童発達支援事業との関係については、空き教室の活用など、これまでも述べてきているが、互いの連携によって子供の支援が改善されるべきところがあるので、子どもの最善の利益を考え事業等を再構築すべきところに来ている。例えば保育所等訪問事業は一人の子供に対して月2回であるが、一体型の事業園であれば、その回数や枠組みはそれらに制限なく出来得るので、こういう点を改善すべき点であると考えられる」

対応案Ⅲ

保育所保育指針への記載については既述のとおり

その他

- ① 子育て支援ではないが、現行の公定価格の療育支援の金額の増加は必須。
- ② このような人材に対して、キャリアアップ研修と同様の障害児や子育て支援に対する国レベルの研修は必要。
- ③ 保育士に関わらず、多くの資格等を持つ人材の活用及び仕組みの導入。
- ④ 地域の子育て支援を行うことが本旨(保育所本来事業)ではないが、保育の必要性の有無に関係なく、子どもの一時預かり的機能を子育て支援の観点から事業化していくことも可能ではないかと考える。

坂本構成員提出資料

保育所・保育士による地域子育て支援 意見書

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
副理事長 坂本純子

地域子育て支援は、保育所の地域の子育て家庭への気づきに端を発し、平成6年度「保育所等地域子育てモデル事業」として取り組まれて以来、「地域子育て支援センター」「つどいの広場」「地域子育て支援拠点事業」と発展し、「利用者支援事業」をその蓄積の中から生み出し今日に至っています。

現在では、子育て家庭に最も身近な支援施設として、全国各地7,735カ所(R2年度)で“寄り添い型”と表現される「地域子育て支援拠点事業」が展開されています。

「地域子育て支援拠点事業」はその誕生から27年の間に、保育士を含む当事者性豊かな支援者らや行政により試行錯誤され、専門家や研究者による調査研究も積み重ねられて、今日、その役割と機能、重要性、期待を増しながら、保育と並ぶ重要な「地域子育て支援分野」として成長してきました。

近年における地域子育て支援の必要性和期待、社会的要請は、児童福祉法第48条の4に記された保育所の「保育に支障がない限りにおいて」というレベルをはるかに超えた役割と働きが求められ、専門分野としての地域子育て支援の知識や技術が求められる領域となっています。

すでに、全国7,735カ所の地域子育て支援拠点事業のうち31.3%に当たる2,348カ所は、保育所に併設されており、地域子育て支援の専門性が保育の専門性を含みながら展開されています。加えて、地域子育て支援の発展の中から生まれた、利用者支援と地域連携を事業の柱とする「利用者支援事業」についても、15.5%(445カ所)が保育所によって担われています。

「保育所・保育士による地域の子育て支援」を、社会的要請に応えながら効果的に推進する上で、まず検討すべきは、現在、多くの保育所が選択されている「地域子育て支援拠点事業」の保育所への併設であり、そこでの事業骨子に基づく誠実な運営と実践だと考えます。

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において調査された「利用親子組数が少ない地域子育て支援拠点の利用促進等に関する調査研究—人口5万人未満の小規模な自治体に着目して—」では、本検討会でも議論している小規模自治体の調査が行われました。

報告書では、小規模自治体の地域子育て支援拠点が、減少する子育て家庭に対して、多機能化とアウトリーチによって、多様な子育て支援や保育・ソーシャルワーク機能を提供している事例と分析結果が提供されています。

今月(10/16.17)開催された「全国子育てひろば実践交流セミナーin 山梨(厚労省委託事業)」においては、こうした状況を踏まえた施策の方向性として、厚生労働省子育て支援課より「多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けて」と題した資料が提供されています。

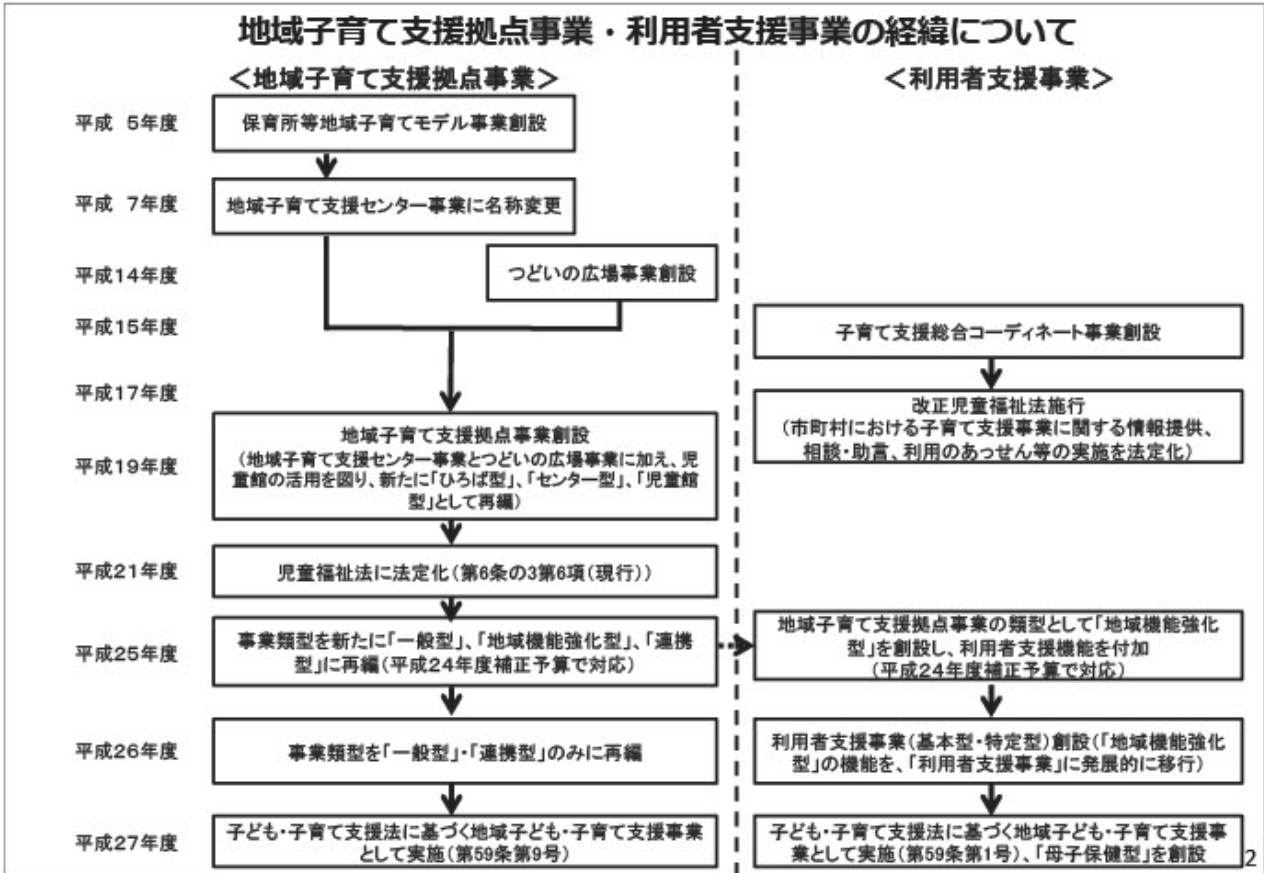
小規模自治体の保育を担ってきた資源の今後の在り方を検討するで、保育を含めたマルチタスク化の方向性を示唆する参照資料として、一部を添付します。

＜参照資料＞

令和3年10月16・17日 オンライン開催

全国子育てひろば実践交流セミナーin 山梨(厚労省委託事業)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 提供資料より



地域子育て支援拠点(一般型)の活動

○地域子育て支援拠点(一般型)の活動について、4つの基本事業に加えての更なる展開として以下のものが加算対象として掲げられている。

- ①地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組
- ②地域支援
- ③出張ひろば

○令和2年度(地域子育て支援拠点(一般型)は6,381か所)におけるこれらの取組の実施状況について①・②の取組は下表の通りであり、③の出張ひろばが229か所となっている。

①地域の子育て支援活動の展開を図るための取組		769か所
うち	一時預かり事業	472か所
	放課後児童健全育成事業	164か所
	乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業	79か所
	市町村独自の事業	1192か所

②地域支援		1,107か所
うち	高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携	691か所
	地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事の実施	478か所
	地域の子育て支援の発掘・育成を行う取組	686か所
	本事業を利用したくても利用できない家庭に訪問支援等を行う取組	244か所

4つの基本事業を実施していく中で地域の子育てが直面している課題が見えてきて、地域の親・子どもへの支援や地域とのつながりが深化・発展(=子育てを支える地域力の向上)していくような好循環へと展開していくことを期待

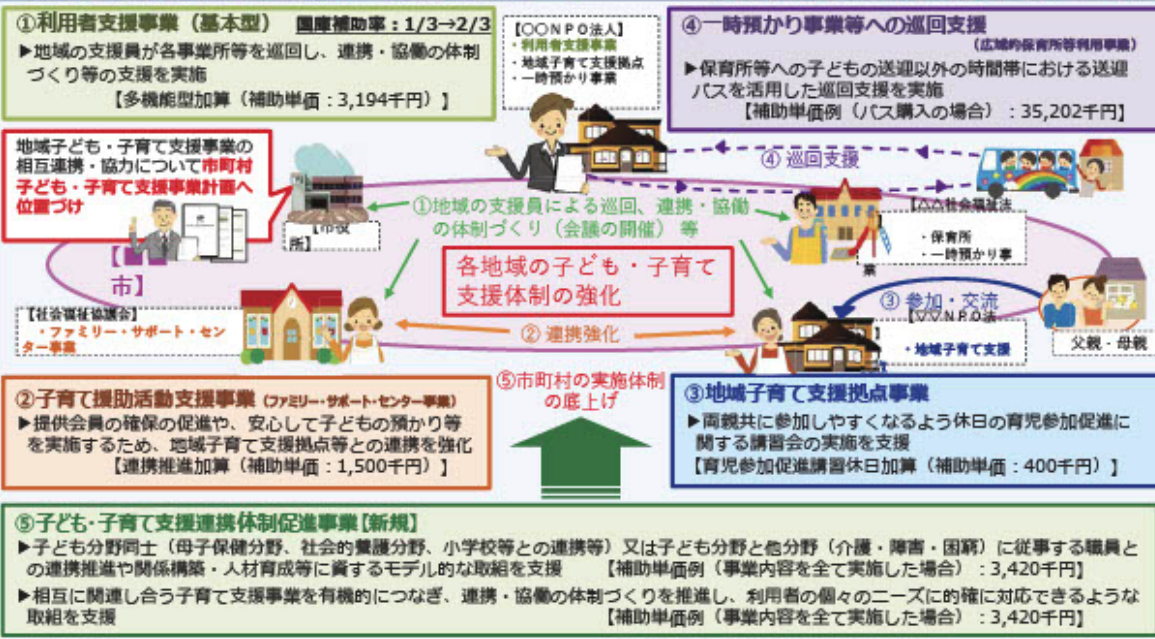
多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

- 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
- 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。
- これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、以下の取組を推進する。

市町村における新たな展開のイメージと財政支援等

※以下の取組等は令和3年度より単価の新設又は拡充を行ったもの

計画への位置付けによりニーズに沿った計画的な事業実施が可能
相互連携・協力を図ることによる利用者ニーズに的確に対応
一つの市区町村での総合的な子ども・子育て支援を実施



-42-

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

- 我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
 - 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。
 - これを踏まえ、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、令和3年度予算において、以下の取組を推進する。
- ⇒ 市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項に、「地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力」を追加。

新たな展開の方向性

共通課題である

○量的拡充

○人材の確保・育成

を図るとともに、相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施することにより、

○個々のニーズへの対応では、

・子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）

・子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり

・保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援

・孤立化の解消、虐待の未然防止

などを進め、さらに、

○子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくりを推進

令和3年度予算における対応

①利用者支援事業（基本型）

- ▶地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- ▶国庫補助率を1/3から2/3に引上げ
（参考）実施か所数：888か所（令和2年度実績）

子ども・子育て支援交付金
1,673億円の内数
(1,453億円の内数)

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ▶提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化
（参考）実施か所数：956か所（令和2年度実績）

子ども・子育て支援交付金
1,673億円の内数
(1,453億円の内数)

③地域子育て支援拠点事業

- ▶両親共に参加しやすいよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援
（参考）実施か所数：7,735か所（令和2年度実績）

子ども・子育て支援交付金
1,673億円の内数
(1,453億円の内数)

④一時預かり事業等への巡回支援（広域的保育所等利用事業）

- ▶保育所等への子どもの送迎以外の時間帯における送迎バスを活用した巡回支援を実施
（参考）一時預かり事業の利用児童数：延べ513.6万人（令和元年度実績）

保育対策総合支援事業費補助金
402億円の内数
(394億円の内数)

遠山構成員提出資料

相模原市の子育て広場事業

市内 1 4 4 か所（うち保育所、こども園は 1 2 1 か所）で実施
（令和 2 年度実績）

【補助金交付要件（民間園は 1 0 6 園）】

- 地域の子育て家庭との交流事業 月 1 回以上
- 地域の子育て家庭からの相談への対応
- 子育てに関する情報の提供
- 園庭開放 年間 4 8 回以上
- 地域の子育て家庭を対象としたイベント、講習会等の開催 年間 2 回以上
- 専任職員の配置
 - 最大 1 3 0 万円を補助金を交付

医療的ケア児の受入れ

- 医療的ケア児の受入れに係るガイドラインを本年度中に策定予定
- 現在は7施設で9人を受入れ
- 看護師の確保、民間園への受入れの支援などが課題
- 医療的ケアの状況によっては、保育所での受入れが困難な場合がある
- 市立保育所と市立医療型児童発達支援センターが隣接しており、渡り廊下等を設置することにより、双方の施設の有効活用やセンターの多職種が保育に関わることなど、保育と療育の一体的な提供について検討中